

7年度まで)に安全に処理を完了することとされている。

(2) 講ずる施策

兵庫県では、P C B 廃棄物の保管量が多いこと、県内に P C B を製造した工場を抱えていること、液状 P C B 廃棄物を初めて処理した経験があること等を踏まえ、近畿圏において既に施設整備を表明している大阪市とも連携しつつ、広域的な P C B 廃棄物処理施設の整備について検討していく。

5 化学物質総合管理の推進

当地域は、工業集積が高い地域であり、産業活動の多様化、高度化及び科学技術の進展等により、化学物質による環境汚染への対応が必要となっている。

このため、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R 法) に基づく事業者からの届出を受け付け、国に送付するとともに、国における集計データを基に県においても集計・公表を実施し、以下の施策を展開し、化学物質の管理の促進を図る。

- ア 化学物質の有害性等の情報収集及び科学的知見の充実
- イ 化学物質の有害性等のデータベースの整備と利用の促進
- ウ 事業者に対する技術的助言
- エ 化学物質の排出・管理状況等についての県民理解の増進